



中国知的財産権

ニュースレター

中国国際貿易促進委員会特許商標事務所

2020年第2号 (全65号)

2020年3月30日



〒100031 中華人民共和国北京市復興門内大街158号遠洋大厦10/F層

電話: +86-10-66412345

ファクシミリ: +86-10-66415678/10-66413211

ホームページ: www.ccpit-patent.com.cn

Eメール: mail@ccpit-patent.com.cn



目次

電子専利証書の時代が到来.....	2
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関わる商標業務の期限について.....	3
中国商標局：商標異議申立ての決定書をウェブサイト上で公開.....	4
『視聴覚的実演に関する北京条約』が近く発効.....	5
2019年中国知的財産権主要データが発表.....	6
2019年 中国集積回路配置登録証の発行数が前年比7割増.....	8
上海知的財産権裁判所が2件の意匠権侵害係争をオンライン審理.....	9
国務院 知的財産権遠隔訴訟プラットフォーム、公証サービスプラットフォームを構築.....	10
国際社会が中国知的財産権保護の成果を高く評価.....	11
北京知的財産権裁判所 オンライン立件数が同期比15%増.....	13
AI・IoT・ビジネスモデルの関連情報.....	14



専利

電子専利証書の時代が到来

先頃、国家知識産権局が『電子専利証書と専利電子出願通知書の電子印章に関する公告（第349号）』を公布した。内容は次の通りである。

授権公告日が2020年3月3日以後（当日を含む）の電子専利出願について、国家知識産権局は専利電子出願システムを通して電子専利証書を発行し、紙形式の専利証書は発行しない。紙形式の専利証書が必要な場合、電子出願の登録ユーザは専利の電子出願公式ウェブサイト（<http://cponline.cnipa.gov.cn>）でその発行を申請することができる。また、2020年2月17日より、専利出願受理段階の通知書には、「国家知識産権局専利申請受理印」に代えて「国家知識産権局専利審査業務印」を使用する。

さらに、2020年2月17日より、国家知識産権局専利局、各専利業務代弁所、および各知的財産権保護センター、権利早期保護センターは専利電子出願通知書や決定書の紙副本を発行しない。既に捺印なしに発行された電子版通知書と決定書について、必要な場合、電子出願の登録ユーザは専利電子出願公式ウェブサイト申請し、電子印付きの通知書と決定書をダウンロードすることができる。また、ユーザは専利の電子出願公式ウェブサイト電子印付きの電子版の専利証書、通知書及び決定書を検証することもできる。操作手順と確認方法については専利電子出願公式ウェブサイトのヘルプをご参照ください。

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1145855.htm>



商標

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関わる商標業務の期限について

国家知識産権局は2月6日、『新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連の商標業務処理の期限に関するQ&A』（以下、『回答』という）を公布し、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける商標業務の期限について詳しく説明した。

『回答』では次の内容が明らかにされている。商標の関連補正、審査意見書に対する応答、商標関連費用の納付、同日出願に関する使用証拠の提出と協議結果の回答、三年連続不使用登録商標取消申請に対する使用証拠の提出、商標異議申立、拒絶査定不服審判請求、不登録決定不服審判請求、商標無効審判請求、取消審判の申立請求・答弁・証拠追加、および無効審判請求の答弁と証拠追加などの商標業務について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け法定期間または指定期間内に提出することができない場合、関係期間は当事者が同感染症で入院した、あるいは隔離された日、又は所在地の同感染症対策の措置で正常な商標業務ができなくなった日から一時停止し、当事者が同感染症による入院治療、隔離が終了した日、又は所在地の職場復帰日、あるいは住民移動制限の解除日から再び継続して計算する。

また、当事者が上記商標業務を行う場合、期間停止の書面申請を一緒に提出し、且つ申請書には感染期間中の当事者の所在地、権利行使を妨げた原因とその解除日を明記し、併せて関係証明書類を提出しなければならない。証明書類は、感染治療、隔離あるいは移動制限されたことに関する期間などの証明書類を含むものとする。ただし、当事者の所在地政府が公表した職場復帰遅延通知を除く。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた当事者の負担を軽減させるため、同様の業務申請が複数あって、同一の事由で期間の停止を請求する場合、証明書類の提出は一部のみでよい。当該証明書類をそのうち一つの案件に添付し、その他の案件の期間停止申請書には当該証明書類が添付される案件の出願番号を明記するだけでよい。

この他、新型コロナウイルス感染症の影響で当事者が更新延長期間内に更新登録の申請ができず、商標権が消滅してしまった場合、権利行使の障害が解消してから2ヶ月以内に関係証明書類を添付した上で更新登録を申請することができる。

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1145856.htm>



中国商標局：商標異議申立ての決定書をウェブサイト上で公開

国家知識産権局商標局は2月18日、商標異議申立ての決定書のウェブサイト上での公開に関する公告を発表した。

国家知識産権局商標局は、商標異議申立てに関する審査の透明性を向上し、公衆による監督を強化し、法律に基づく行政を促すため、2020年1月1日より商標異議申立ての決定書をウェブサイト上で公開することを決定した。

商標異議申立ての決定書は郵便に付した日から20稼働日以内に中国商標網 (<http://sbj.cnipa.gov.cn/>) で公開されることになる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (一) 当事者の営業秘密、プライベート情報に関わる場合。
- (二) 当事者が非公開を書面にて請求し、且つ商標局が当該請求を妥当と認めた場合。
- (三) その他、商標局が公開を不適切と判断する特別な状況の場合。

公開された商標異議申立ての決定書について意見や提案がある場合、次の方法で提出することができる。

- (一) 中国商標網の「公衆メッセージ」欄にコメントを入れる。
- (二) 相談窓口 010-63218500-5-7 に連絡する。

公開された商標異議申立ての決定書は、照会者のみが参照するためのものであり、法的効力はない。文書情報の不正利用により他人に損害を与えた場合、不正利用者は法的責任を負う。

http://sbj.cnipa.gov.cn/tzgg/202002/t20200218_311776.html



版權

『視聽覺的実演に関する北京条約』が近く発効

世界知的所有権機関（WIPO）の公式ウェブサイトの情報によると、北京時間1月28日、「視聽覺的実演に関する北京条約」（以下、『北京条約』という）の30番目の締約国としてインドネシアが同条約を批准した。関連規定によると、同条約は3ヶ月後の2020年4月28日に30の締約国にて発効する。『北京条約』の目的は俳優その他の視聽覺的実演家の収入を根本的に改善させることにある。この条約はWIPO加盟国が2012年に中国政府主催の国際会議で採択されたため、『北京条約』と名付けられた。発効後、中華人民共和国史上初の中国都市名が付いた国際条約となる。

これについて、WIPOのフランシス・ガリ事務局長は、「『北京条約』は作品に関する視聽覺的実演家の権利を強化するものである。これは収入の増加に転じることができ、人々に喜びをもたらす視聽産業の持続的な発展を促進する」と述べている。

2012年6月20日から26日にかけて、WIPOは北京で視聽覺的実演の保護に関する国際会議を開催し、『北京条約』を採択した。同条約は主に「視聽覺的収録媒体」に収録された実演に対して実演家に幅広い権利を規定し、視聽覺的実演分野における全面的な国際著作権保護制度の空白を埋めるものである。

『北京条約』に従って、同条約は30の締約国が批准書又は加盟書を提出してから3か月後に発効する。中国は2014年4月に第12期全国人民代表大会第8回会議で同条約を批准し、シリア・アラブ共和国、ボツワナ共和国に次いで同条約を批准した三番目の国となった。

WIPOはその公式ウェブサイトに次のように記している。当該条約に加盟した国は自国の法律制度により必要な措置を講じて条約の適用を確保し、特に効果的な行動を取って、条約に定められた権利に対する如何なる侵害行為をも阻止できるように、その法律に基づいて執行プロセスの提供を確保しなければならない。ここに言う行動には権利侵害を防止・抑制するための早期救済措置が含まれる。

『北京条約』は1961年に締結した『実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関するローマ条約』に定められた歌手、音楽家、舞踊家及び俳優に対する保護について、デジタル時代にふさわしい更新を行っている。これまでに、『実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約』（WPPT）が実演家（視聽覺的実演家ではない）とレコード製作者に対する保護を更新したが、『北京条約』はデジタル時代にふさわしい更新を行い、これを更に補完している。

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1145700.htm>



その他

2019年中国知的財産権主要データが発表

1月14日、中国国家知識産権局が北京で2020年初の定例記者会見で、2019年の専利、商標、地理的表示の年間統計データを一括して発表した。

データによると、2019年の中国の主な知的財産権指数は全体的に安定して成長し、知的財産権の品質と収益が持続的に向上した。

専利について、中国の発明専利出願数は140.1万件であった。権利付与された発明専利は45.3万件で、このうち国内発明専利の権利付与数は36.1万件であった。権利付与された国内発明専利のうち、職務発明は34.4万件で、全体の95.4%を占めている。中国発明専利権利付与数の国内企業（香港、マカオ、台湾を除き）ランキングの上位3社はファーウェイ技術有限公司（4510件）、中国石油化工股分有限公司（2883件）、OPPO広東移動通信有限公司（2614件）であった。

2019年末現在で、中国国内（香港、マカオ、台湾を除く）の発明専利保有数は合計186.2万件であり、1万人あたりの発明専利保有数が13.3件に達し、「十三・五」国家計画に定められた目標を繰り上げて達成した。中国の1万人あたりの発明専利保有数ランキングの上位3省（自治区、直轄市）は順に北京（132件）、上海（53.5件）、江蘇（30.2件）であった。

PCT国際専利出願について、中国は前年比10.4%増の6.1万件を受理した。このうち5.7万件が中国国内によるもので、前年比9.4%増である。中国のPCT国際専利出願数ランキングの上位3省（自治区、直轄市）は順に広東（2.47万件）、北京（0.72万件）、江蘇（0.66万件）であった。

発明出願102.3万件、実用新案出願198.1万件、意匠出願74.4万件が審査完了し、高価値発明専利の審査周期が17.3ヶ月に短縮された。専利審査品質に関する顧客満足度指数は84.8点で、満足範囲内の点数である。専利拒絶査定不服審判の請求数は5.5万件で、終了数は3.7万件であった。無効審判の請求数は6千件、終了数は5千件であった。

商標について、中国の商標登録出願数は783.7万件であった。商標登録数は640.6万件で、このうち国内商標登録は617.8万件であった。2019年末現在で、有効商標登録数は前年比28.9%増の2521.9万件であった。4.9の市場主体につき1件の登録商標を保有している。

中国出願人により提出されたマドリッド商標国際出願6491件を受理した。2019年末現在で、中国出願人の有効マドリッド国際商標登録数は3.8万件である。

825.3万件の商標出願が審査完了した。商標出願の平均審査周期は4.5ヶ月に短縮され、国務院が定めた年度目標を上回った。商標異議申立14.4万件が受理され、9万件の異議申立に対する審査が終了した。各種商標審判請求36.1万件が受理され、33.7万件が審判終了した。



地理的表示について、国家知識産権局は統一した地理的表示の専用標識を発表し、5つの地理的表示製品の保護を許可し、462の地理的表示商標を登録し、301社の地理的表示製品専用標識使用企業を承認した。2019年末現在で、累計で2385の地理的表示製品を批准し、5324の地理的表示商標を登録し、8484の専用標識使用企業を承認した。

その他、全国の関係部門は専利権侵害係争に関する行政裁決案件3.9万件を処理し、前年比13.7%増であった。

知的財産権使用料輸出入貿易額が370億ドルを上回った。専利、商標の質権融資総額が前年比23.8%増の1515億元に達した。このうち専利の質権融資額は前年比24.8%増の1105億元に達し、質権項目は前年比30.5%増の7060項となった。

また、2019年の統計データには三つの特徴がある。

第一に、知的財産権の源保護能力が強化され続けていること。中国の発明専利権利付与数が前年比4.8%増、商標登録数が前年比27.9%増となり、高価値専利の審査周期と商標登録の平均審査周期がともに短縮された。これらのデータによって知的財産権に関する品質・効果を向上させる措置が著しい効果を収め、知的財産権の源保護の能力が強化され続けていることがわかる。

第二に、知的財産権に関する政策が市場ニーズに一層合致するようになったこと。最新データによると、一定規模以上の中国工業企業のうち専利出願をしているものは全体の22.3%を占めている。国内発明専利出願のうち企業によるものが全体の65%を占め、前年より0.6ポイント上昇した。市場主体の有効商標平均保有数が着実に増加している。これらのデータは、知的財産権の創造がますます市場に合致し、知的財産権政策が効果的に市場主体の活力を生かし、創業・イノベーションの内生的な原動力になっていることをアピールするものだ。

第三に、知的財産権がさらに高いレベルの対外開放を力強く支持していること。海外出願人による中国発明専利出願の数は15.7万件に達し、前年より6%増加した。海外出願人による中国商標出願の数は25.5万件に達し、去年より4.7%増加した。海外出願人による中国専利出願、中国商標出願がともに持続的に増加したことは、外国企業の中国における投資興業の信念と意欲を十分に見せるものである。

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1145388.htm>

コメント

近年、中国は地理的表示と「貧困への精確扶助政策」の連携に成果を収めた。

「魚を与えるのではなく、魚の釣り方を教えよ」という古い言い伝えがある。地理的表示を中核とする発展モデルは、これまでの「輸血」体制から現在の「造血」体制に進展し、貧困地域に持続可能な経済開発の活路を開いた。



2019年 中国集積回路配置登録証の発行数が前年比7割増

国家知識産権局報道官兼弁公室主任の胡文輝氏の集積回路配置についての紹介によると、2019年の集積回路配置登録出願の受理数は前年比87.7%増の8319件で、集積回路配置登録証の発行は前年比73.4%増の6614部であった。その他、集積回路配置専有権侵害係争2件を処理した。

近年、関係企業は集積回路配置を非常に重視している。集積回路配置登録申請に関する審査手続きの最適化に伴い、審査効率が向上し続けている。これらは集積回路配置登録の早期完了を保障し、イノベーション主体に一層良好なサービスを提供している。

2019年4月に国家知識産権局は『集積回路配置の審査・法執行指南（試行）』を公布し、これにより集積回路配置専有権に対する保護が強化され、集積回路配置の審査レベルが向上し、同時に集積回路配置の登録、審査、商業利用が規範化された。

2019年7月1日、北京産権交易所が天津産権交易センター、河北産権市場と共同で策定した『技術類無形財産取引規則（試行）』が正式に公布、施行された。同取引規則によると、技術類無形財産には専利権、集積回路配置専有権、ソフトウェア著作権などが含まれる。今後各種市場主体が上記三つの財産権取引機関を通して無形財産の取引を行う場合、統一規則、同一のプロセスを利用することになる。このことは北京・天津・河北地域内の技術系資産取引の規範化レベルと取引効率の向上、上記三つの地域の科学・技術リソースの自由な移動と配置の最適化の促進、産業の連携に重要な意義を持つ。

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/jchdlbt/202001/1946857.html>



上海知的財産権裁判所が2件の意匠権侵害係争をオンライン審理

上海知的財産権裁判所（以下、「上海知財裁判所」と略す）は2月13日、原告の浙江好来喜兒童用品有限公司（以下、「好来喜公司」と略す）が提訴した2件の意匠権侵害係争をオンラインで審理し、遠隔映像証拠開示方式を利用して権利侵害被疑意匠と権利付与した意匠との比較を行った。

原告の好来喜公司是「バランスバイク（2）」と称する意匠権（専利番号 ZL201730077436.5）（以下、「本件専利」と略す）の権利者である。2019年5月、原告は、被告の韋某、嚴某がそれぞれ拼多多という通販サイトのオンラインストア「宝宝歡樂童年」、「等風来等你」で本件専利侵害被疑製品を販売したこと、被告の上海尋夢信息技術有限公司（以下、「尋夢公司」と略す）が拼多多通販サイトの経営者として、慎重な審査義務を果たさず、両被告の権利侵害範囲を拡大したこと、を発見した。故に原告は裁判所に提訴し、被告が直ちに原告の意匠権侵害製品の生産販売を停止し、在庫の権利侵害製品を全部廃棄し、被告共同で原告の経済的損失と本件にかかった合理的な費用（2件合計）10万人民元を賠償することを求めた。

この2件の係争の原告である好来喜会社の弁護士は広東に所在しており、2件の第一被告への召喚状送付はすべて公告送達方式を採り、2件の第二被告である尋夢会社の弁護士は上海に所在していたことから、当裁判官は原告と第二被告と連絡し、双方の同意を得た上で、インターネット審理システムを利用して2件の係争を審理することを決定した。勿論、公告送達された2件の第一被告が裁判所に来て訴訟に参加することについて、上海知財裁判所は十分な準備を行った。

当日の午前、何淵裁判長はオンライン審理システムが正常に利用できることを確認した上でガベルを叩き、正式に審理開始を宣言した。意匠権侵害判断においては、原告と被告によるイ号製品の意匠と本件専利の意匠に関する証拠の開示と比較が必要である。そのため裁判官は高精細度カメラを用いて複数の角度から証拠物を観察し、双方当事者の証拠質疑と比較意見を十分に聞き取った。2件の案件を併合審理して、昼前に審理を無事に終えた。審理方式の革新で、案件の審理は予定通りに行われ、各当事者の訴訟権利は十分に保障された。

<http://www.chinaipmagazine.com/news-show.asp?24602.html>



国務院 知的財産権遠隔訴訟プラットフォーム、公証サービスプラットフォームを構築

先頃、国務院弁公庁が第三段のイノベーション支援に関する改革措置の普及に関する通知を公布した。知的財産権に関する内容は次の通りである。

科学技術管理体制の革新について、産業データ、専利データをベースとした新興産業における専利の方策決定ナビゲーションメカニズムを構築する。

知的財産権保護について、地域を跨る知的財産権遠隔訴訟プラットフォーム、全面的な証拠サービスを提供する知的財産権公証サービスプラットフォームを構築する。

地域を跨る知的財産権遠隔訴訟プラットフォームの構築については、知的財産権裁判所に遠隔訴訟案内所を設け、訴訟相談プラットフォームを構築し、訴訟の地域的制限を打ち破り、当事者に遠隔提訴、案件問い合わせ、テレビ会議による遠隔審理など多数の訴訟サービスを提供する。知的財産権関係部門は地域を跨る権利保護支援業務を強化する。

全面的な証拠サービスを提供する知的財産権公証サービスプラットフォームの構築については、知的財産権公証サービスセンターを設立し、公証にかかわる知的財産権をめぐり、知的財産権権利付与の公証、証拠保全の公証など各種知的財産権公証業務を取り扱い、知的財産権係争の解決に高効率の公証サービスを企業や個人に提供する。

http://www.ccpit.org/Contents/Channel_3586/2020/0226/1243414/content_1243414.htm

コメント

厳格な証拠開示手順がないため、知的財産権係争案件において証拠の形式的な要求が非常に重視されている。証拠の信憑性を証明するため、当事者は直ちに証拠を固定化させ、併せて公証手続きをする必要がある。知的財産権公証サービスプラットフォームの構築と完備化は、証拠公証の効率を向上させ、当事者の訴訟コストを低減させ、さらには訴訟・行政プロセスの作業効率を全面的に向上させて、裁判所と行政機関が速やかに案件事実を判明し、知的財産権案件の滞積を減らすことにも資する。



国際社会が中国知的財産権保護の成果を高く評価

近年、中国の知的財産権保護は絶えず強化されており、専利、商標の出願数は数年連続して世界一位である。中国知的財産権事業の発展成果は著しく、国際社会に高く評価されている。

関係データによると、2019年末現在で、中国の発明専利出願数は9年連続で、また商標出願数は18年連続で世界一位である。WIPOが公表した2017年と2018年のデータによると、中国のPCT国際専利出願数は世界第二位で、マドリッド国際商標出願数は世界第三位である。

WIPOのフランシス・ガリ事務局長は多くの場で中国の知的財産権発展の成果を称賛している。同氏は、中国による知的財産権事業の急速な推進は実に素晴らしいことであり、中国は知的財産権保護が経済的競争力の向上に不可欠であり、知的財産権が中国のイノベーションの重要な推進力であることを認識していると述べている。

国際知的財産保護協会(AIPPI)のレナ・リゲティ・ペロシ(Renata Righetti Pelosi)会長は次のような見解を示している。中国の知的財産権事業が大きく進歩した理由は二つある。一つは中国の経済主体と世界の経済主体との需要が徐々に合致するようになり、双方が知的財産権保護の面でより多くの共同認識を持つようになったこと。もう一つは中国でグローバルな視野を有する知的財産権の人材が大勢育成され、彼らが知的財産権事業の発展に大きく貢献していることである。

国際弁理士連盟のバスティア・コスター(Bastia coster)前会長は次のように述べている。中国のような大国で知的財産権事業がこれほどに上手くできるには、かなりの工夫が必要である。中国知的財産権制度が実に成功したこと、しかも短期間で著しい成果を収めたことから、中国知的財産権制度はこれからも改善され続けるだろう。「世界中の知的財産権者はその知的財産権が中国で十分に保護され、効果的に実施されることを確信してよい。」

ドイツ連邦特許裁判所のビアーテ・シュミット(Beate schmidt)長官は先日の取材に応じて、中国知的財産権制度が設立された1980年代から、中国は知的財産権分野で飛躍的な発展を遂げたと指摘した。同氏は、知的財産権保護の重要性をいち早く認識し、経済の発展には知的財産権が肝心であるとの見方を受け入れた国は中国以外に存在しないと表した。

ミュンヘン大学のジョセフ・ストラウス(Josef Strauss)法学教授は、1985年に中国初の専利法が発効してから、中国は知的財産権保護制度を絶えず改正



し、一部の先進国の知的財産権の発展と比べてみても、知的財産権における中国の努力は検証に耐え得るものであると述べている。

カナダのバラード・パワー・システムズ社のチーフエグゼクティブオフィサー兼代表取締役のランダル・マック・イーウエン (Mac Ewen) 氏は今年1月に開催された米国ラスベガスのコンシューマー・エレクトロニクス・ショー (The International Consumer Electronics Show) におけるスピーチで、中国は既に知的財産権保護を大幅に強化しており、イノベーション国家に成長したと語った。また、「中国では毎年一千万人弱の大学生が卒業し、強く高い素質の労働力を提供していること」、「国際専利出願と研究開発における中国の投入が世界の先頭に立っていること」、「短期間に急成長した企業数が中国の優れた起業環境をアピールしていること」という三つの証拠を挙げて自らの観点を裏付けた。

一部のメディアや専門機関は、中国が効果的に知的財産権を保護して優れたビジネス環境を作り出し、グローバルなイノベーション活動を誘致する「ホットスポット」になったと指摘した。米国フォーリン・ポリシー誌 2019年10月号は「中国の知的財産権のデータがどんどん良くなっている」と題する文章を発表し、中国の知的財産権制度はわずか数十年の間に大きく進歩しており、専利数は世界をリードする地位にあり、権利侵害行為に対する損害賠償の最低額は増え続け、専利保護期間も長くなっていると記している。

米国ハーバードビジネスレビュー誌は同月の文章で、「外国企業を含む知識集約企業への保護について、先進国より中国の知的財産権制度の方が優れており、例えば、中国で提出した発明専利の審査待ち時間は欧米各国よりも短く、また、発明専利の審査はEUの一部の国よりも質が高い」と指摘している。

WIPO、米国コーネル大学とインシールドが合同で発表した2019年グローバル・イノベーション指数報告書によると、中国のランキングは世界第14位であり、数年連続で上昇傾向をキープし、世界中で最も急速に進歩している国の一つである。

米中貿易全国委員会が発表した『2019年中国ビジネス環境調査書』によると、過去一年間に中国が知的財産権保護を強化したと評価した米国企業は全体の58%を占め、2011年にこの調査が始まって以来の最高水準を記録した。それだけでなく、中国の知的財産権保護が悪化していると報告する企業は一つもない。

<http://ip.people.com.cn/n1/2020/0302/c179663-31612513.html>



北京知的財産権裁判所 オンライン立件数が同期比 15%増

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を受け、北京知的財産権裁判所は「非現場（オフサイト）」立件を実施し、オンライン提出、郵送提出、電話相談などの形で当事者の訴訟請求を保障した。うちオンライン提出件数は同期比 15%増加した。

北京知的財産権裁判所立件グループの李青裁判官によると、新型コロナウイルス感染症が生じてから、同裁判所はインターネット特有の利便性を発揮し、オンライン提出の件数が著しく増加した。

データによると、2月3日から28日までに、同裁判所は207件のオンライン提出による提訴を受け、審査した結果170件を正式に受理した。内訳は、商標行政係争161件、専利行政係争8件、民事係争1件である。オンライン提出数は同期比15%増であった。また、郵送提出は1560件で、昨年同期より514%増えた。郵送提出は昨年同期比723%増の1506部で、審査の結果、395件を受理した。

同裁判所立件グループの儀軍グループ長によると、知的財産権係争自体が比較的複雑で、更には外国、または香港・マカオ・台湾にかかわることや共同訴訟などがあり、多くの案件が具体的な状況によってそれぞれ個別に対応する必要があるため、画一的で単純な立件基準では難しい。

外国、香港・マカオ・台湾にかかわる専利や商標の権利付与・確認係争において、公証・認証書類だけが欠け、それ以外の提訴書類が完備している場合は、先に仮登記をして、3ヶ月以内に公証認証書類を補足すればよい。

外国、香港・マカオ・台湾にかかわる知的財産権行政係争における仮登記後の書類補足について、同裁判所立件グループの李輝裁判官は「これらの案件は異なる国や地域における公証・認証に関わり、状況が様々で、国ごとにその具体的な要求を説明することが難しく、また提訴期限や公証・認証書類提出期限などもあるため、弁護士や弁理士が速やかに当事者に連絡し、当事者と協力して公証認証手続きをとる必要がある」と述べている。

今年1月から2月までに、外国、香港・マカオ・台湾にかかわる410余の案件が仮登記された。審査に通った仮登記案件について、裁判所はショートメール、電話などにて公証・認証書類補足の締切日を当事者に明確に知らせる。もし新型コロナウイルス感染症対策が長引き、現場立件が復旧しない場合、締切日までに郵送で公証・認証書類を同裁判所立件グループに送付してもよい。書類を受け取った後、裁判所は電話にて当事者に連絡し、関係資格を審査して、当事者の訴権を保障する。

<http://ip.people.com.cn/n1/2020/0305/c179663-31618848.html>



AI・IoT・ビジネスモデルの関連情報

自動追跡、滑走軌跡を描く「スマートアイスリンク」システムが今年、 冬季五輪のトレーニングに投入

このほど、北京体育大学は、2022年の北京冬季五輪に備えて、同大学が「テクノロジー冬季五輪」国家重点研究・開発計画の「冬季競技アスリートの特定能力・特徴および科学的人材選抜のキーテクノロジーに関する研究」プロジェクトを担当・実施したと発表した。同プロジェクトの研究は現在、一部の冬季五輪競技アスリートのパフォーマンス向上を妨げるキーテクノロジーを突破しており、特にAI技術の応用は中国選手のトレーニングをより科学的かつ効果的にするだろう。

北京体育大学科技部の朱曉蘭部長によると、研究者によりリアルタイムで運動情報を取得できるAI技術に基づく「スマートアイスリンク」システムがすでに開発されている。黒竜江省氷上基地スピードスケートリンクでは、このシステムは選手に接触することなく自動的に選手の氷上での位置を追跡し、滑走軌跡を描いて速度関連の指標を計算できるため、選手とコーチがトレーニングの効果、体力の分配状況、競技の技術・戦術の状態を直ちに把握するのに便利である。同システムは今年、冬季五輪トレーニングに使用され、各スピードスケートリンクにも投入されるだろう。

同システムはAI機械視覚アルゴリズムとフルパノラマ合成技術を採用し、スピードスケート選手の各種の運動情報をモニタリングすることで、滑走中の瞬間速度、加速度、滑走軌跡などさまざまな運動情報を把握できるという。朱曉蘭部長によると、研究者は広範囲の動画撮影・合成技術を試み、スケルトンの極めて複雑な環境での応用に成功した。極めて複雑なシーンにおける三次元モーションの再現を実現し、コーチや選手の高水準のトレーニングにハイテクのサポートを提供できるようになった。

同時に、研究チームは、AI技術に基づく広範囲の三次元モーションの技術解析システムも開発した。同システムは、運動中の人体の関節と機械の三次元座標を正確に識別・計算できるだけでなく、人体の重心、関節の角度、速度、機器の動作状態などの一連のモーションの技術指標を計算することもでき、ほとんどの冰雪競技の動作解析のニーズを満たすことができる。

現在、このシステムは、スピードスケート、クロスカントリースキー、カーリング、スノーモービルなどのモーション解析に活用されており、陸上の投てき競技や幅跳び、さらにはバドミントン、ウエイトリフティングなどにも普及している。

http://digitalpaper.stdaily.com/http_www.kjrb.com/kjrb/html/2020-01/20/content_439046.htm?div=-1



中国が農業AIの研究・開発と応用を加速

デジタル農業・農村の発展を促すため、中国はキーテクノロジーと機器の革新を強化し、農業AIの研究・開発と応用を加速し、強い適応性、高いコストパフォーマンス、スマートな意思決定機能を備えた次世代の農業ロボットを研究・開発し、農業の標準化と産業化を進めている。

これは、1月20日に農業農村部が開催した「デジタル農業・農村の開発計画（2019-2025年）」の記者会見から得た情報である。

近年、中国は農業と農村地域でのデジタルテクノロジーの応用を推進し、顕著な成果を収めている。テクノロジーの革新能力は絶えず向上しており、自主知財権を持つセンサー、ドローン、農業ロボットなどの技術が研究・開発、応用されている。また、衛星リモートセンシング、航空リモートセンシング、地上のIoTを統合した農業情報取得技術が日増しに成熟し、北斗自動ナビゲーションに基づく農業機械監視技術が大幅に進歩した。

先頃、農業農村部と中央インターネット情報弁公室は、「デジタル農業・農村の開発計画（2019-2025年）」を公布し、新しい時代におけるデジタル農業と農村の建設を促進するための明確な計画を策定した。この計画では、基本的なデータリソースシステムの構築、生産・経営のデジタル化への変革の加速、管理サービスのデジタル化への変革の推進、キーテクノロジーと機器の革新の強化、重大なエンジニアリング施設の建設の整備など、5つの主要な任務が規定された。

計画は、キーテクノロジーと機器の革新の強化という観点から、農業AIの開発と応用の加速を提案している。モーション制御、位置感知、マニピュレーター制御などのキーテクノロジーに焦点を当て、コアの技術と製品の研究を行う。さまざまな作物や作業環境に適応し、接ぎ木、挿し木、移植、耕地などのユニバーサルロボットと特殊なロボットを開発する。また、効率的で自動化された畜産生産を実現するために、放牧、給餌、搾乳、分類、診断、輸送などの自動運転支援ロボットを開発する。

この計画は、組織のリーダーシップ、政策サポート、データの収集・管理、科学技術者への支援の強化などの保護措置を提案している。デジタル農業・農村の技術が国家の主要プロジェクトと主要な研究・開発計画がサポートする要点であることは明らかである。研究機関、大学、企業などの力を合わせて、デジタル農業・農村の分野で、技術者、エンジニアおよび高レベルの管理チームを育成しようとしている。

http://www.jjckb.cn/2020-01/23/c_138727842.htm



最短1秒で地震パラメータを取得 AI地震観測システムが試験運用に成功

中国科学技術大学によると、6年に亘る努力を経て、同大学の共同チームと中国地震局が共同開発したAI地震観測システム「智能地動」が、四川省と雲南省に位置する中国地震実験場で試験運用に成功した。

地震が発生すると、地震波信号が中国地震台網中心（China Earthquake Networks Center）に送信され、専門家が理論的なアルゴリズムを使用してデータを処理し、地震の震源、マグニチュード、発生時間、深さ、破壊メカニズムなどのパラメータを取得し、速やかに地震情報を発表し、防災に重要な科学的情報を提供する。こうしたアルゴリズムと専門家の人工計算の組み合わせによる地震観測法は、依然として数多くの国で採用されている主な手段である。しかしこの方法では人が24時間絶えずに監視しなければならない。

中国地震局は、446件の地震評価結果を元に、自動化された「智能地動」システムと専門家による計算・処理の結果を比較したところ、それらの結果が非常に近いことが分った。しかも、同システムがわずか1、2秒ですべての震源パラメータを取得できる一方、現在世界最先端の米地質調査所（USGS）の自動速報システムは、地震情報を発表するまで3～5分の計算時間を必要とするという。

迅速的な地震速報は、人々に直ちに防衛措置を講じるよう呼びかけ、原子力発電所などの重要施設の稼働を速やかに停止し、高速鉄道の走行を減速し、救助プランを決定する上で重要な意義を持つ。自動化されたAIによるリアルタイム地震観測システムの登場により、24時間の人的地震観測のプレッシャーが大きく緩和された。特に中国地震台網中心の膨大なビッグデータを速やかに処理でき、誤報や報告漏れの回避にもつながる。

中国科学技術大学の張捷教授によると、同システムは運用開始からすでに1年が経過しており、この間に複数の国の地震データの速報に成功している。同システムの研究開発チームは現在、日本、トルコ、メキシコなどの地震多発国の地震観測機関と交流・協力や普及計画について話し合っている。

http://digitalpaper.stdaily.com/http_www.kjrb.com/kjrb/html/2020-03/04/content_440710.htm?div=-1



5G スマートフォン新機種が続々と発表 今年の市場に期待

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、春節の連休期間に販売が冷え込んだスマートフォンだが、最近メーカーが相次いで 5G 対応の新機種を発表していることで、5G 発展イヤーの到来が期待されている。

1月から2月にかけて、同感染症が消費にダメージを与え、スマートフォンの売り上げも影響を免れなかった。中国情報通信研究院がまとめたデータによると、1月の中国スマートフォン市場の端末出荷台数は前年同期比 38.9%減の 2081 万台にとどまった。

カウンターポイントリサーチ社の予測では、今年第 1 四半期の中国のスマートフォンの出荷台数は約 30%減少する。

逆風の中、5G スマートフォンは発表ラッシュを迎えている。ファーウェイ (Huawei) は 2 月 24 日に折りたたみ型の 5G 対応スマートフォン「HUAWEI Mate Xs」を発表した。中国市場での販売価格 16,999 元の高額商品で、3 月 5 日から販売を開始している。それに続き、ファーウェイ傘下の栄耀 (HONOR) も 5G スマートフォン 2 機種を発表した。

クアルコムが発表した 5G 対応プラットフォーム Snapdragon 865 も新機種発表ラッシュの後押しとなっている。2 月 25 日、vivo 傘下の新しいブランド IQOO が Snapdragon 865 を搭載した「iQOO3」を発表し、天猫、京東、蘇寧の三大通販サイトで販売が始められた。

2018 年と 2019 年に中国スマートフォン市場は 2 年連続で端末の出荷台数が減少した。2020 年のスタートは順調ではなく、産業チェーンが低迷状態に陥ったが、年間通した景気指数には引き続き期待が寄せられる。

まず、5G ネットワーク構築が加速する見通しである。最近、中央政府は 5G 構築の加速を要請した。工業・情報化部はネットワーク運営企業に 5G 商用化のペースを加速し、投資の安定化に対する 5G の積極的な役割を發揮するよう求めた。感染拡大の影響で 5G 関連の入札、建設が延期されたものの、中国の 3 大通信キャリアは、「今年の 5G 構築の目標に変わりはない」としている。中国聯通は今年第 3 四半期に年間の目標を達成する計画であるという。公開された情報によると、3 大通信キャリアは今年、5G 基地局 55 万ヶ所を新設し、5G ネットワークが中規模地方都市レベルの都市をすべてカバーすることになる。次に、産業チェーンで供給が回復しつつある。衆誠智庫コンサルティング有限公司の張揚アナリストは、「現在の供給チェーンには欠けているところがあって不完全であり、端末の消費が低迷しており、それゆえ生産が制約されている。消費者と生産者が一斉に業務を再開すれば、積極的なプラスの相乗効果をもた



らす」との見方を示している。

現在、中国は企業活動と生産活動の再開を積極的に進め、産業チェーン全体の回復に特に注意を払っている。中国聯通は5項目の措置を発表し、端末産業チェーンの生産を牽引しようとしている。計画では今年の全販売ルートでの端末販売台数は1億1千万台に達し、このうち5Gスマートフォンは3300万台～6千万台に達すると見込んでいる。

感染拡大の中、「クラウドオフィス」、「クラウド生活」、「クラウドゲーム」によって一部のユーザーが5Gの優位性を実感している。張揚氏は、「中国は世界第2位の経済国として、デジタル経済、製造業のモデル転換、医療・ヘルスケア、5G構築、AIなどの分野で大きなポテンシャルを示してきた。こうしたことが5Gの商用化を促進するものであり、5Gスマートフォンが4Gスマートフォンに取って代わるのが大きな流れである」との見方を示している。

1月の端末出荷台数のうち、5Gスマートフォンは市場シェア25%超の546万5千台に上った。中国聯通の推計では、2020年に端末市場全体の販売台数は3億3千万台前後に達し、このうち5Gスマートフォンは約1億から1億8千万台になると見込まれている。

消費意欲は一時的に抑制されても、最終的には放出される。小米集團の雷軍会長兼CEOは、「2020年第1四半期にスマートフォン販売量は激減する可能性があるものの、スマートフォンは依然として最も日常的に使用するスマートデバイスであるため、減少幅はそれほど大きなものにはならず、第2、3四半期にはリバウンド現象で反転増加するだろう。小米は今年、5Gスマートフォン10機種を発売する予定である」と述べている。

<http://www.chinanews.com/cj/2020/02-26/9105442.shtml>